証券コード　9685
2024年６月７日

株　主　各　位

福井市月見五丁目４番４号
KYCOMホールディングス株式会社
代表取締役社長　福　田　正　樹

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第57期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト　　https://www.kyd.co.jp/

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IR情報」、「株主総会」の順に選択いただき、ご確認ください。）

　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「KYCOMホールディングス」または「コード」に当社証券コード「9685」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

**　尚、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネットにより事前の議決権行使を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、３頁「議決権行使についてのご案内」に従って2024年6月24日(月曜日)午後5時45分(当社営業終了時刻)までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. **日　　時**　2024年6月25日(火曜日)午前11時（受付開始：午前10時）
2. **場　　所**　福井市月見五丁目4番4号　当社本店会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. **株主総会の目的事項**

報 告 事 項
1. 第57期（2023年４月１日から2024年３月31日まで)事業報告及び連結計算書類報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第57期（2023年４月１日から2024年３月31日まで)計算書類の報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

⑴書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

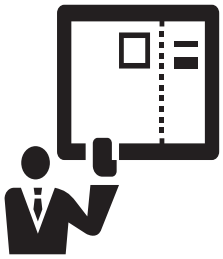
⑵インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

⑶書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

⑷代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
① 連結計算書類の「連結注記表」
② 計算書類「個別注記表」
したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告に作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2024年6月25日（火曜日）
午前11時（受付開始：午前10時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時45分到着分まで



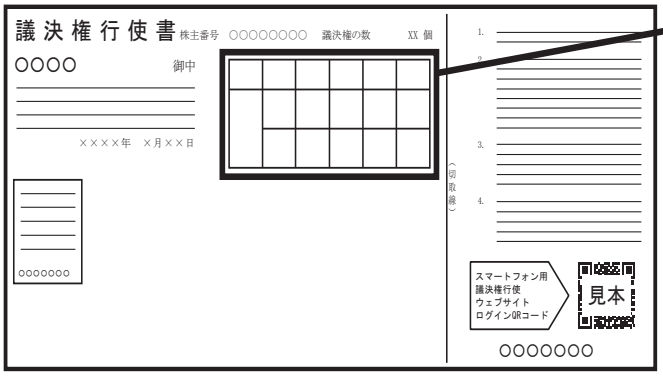
インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・3号議案

- 賛成の場合　≫「賛」の欄に○印
- 反対する場合　≫「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

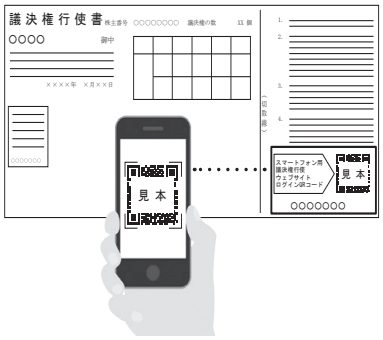
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

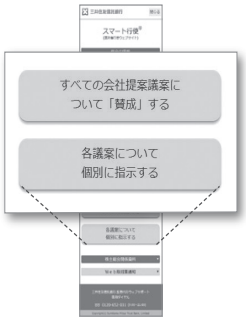
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

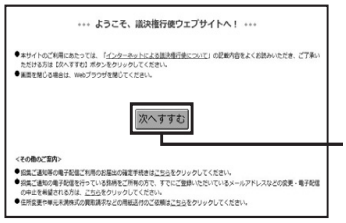
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

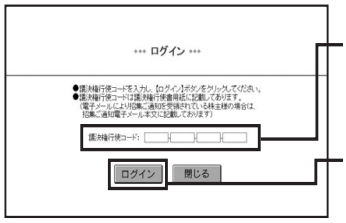
議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

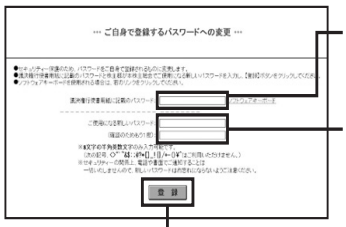
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、
右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120－652－031（フリーダイヤル）
（受付時間　９：00～21：00）

事　業　報　告

（2023年4月 1日から
2024年3月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1)　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の５類感染症への移行により経済社会活動の正常化が進み、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、世界的な金融引締めが続く中での金融資本市場の変動による海外景気の下押し懸念のほか、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の緊迫化等による原材料・エネルギー価格の高止まりを背景とした物価の上昇など、依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような環境の中で当社グループは、事業の柱であるＩＴ関連分野において、ソフトウエア開発及び関連業務では、よりユーザーに近い立場での開発業務ができるようにグループ会社間で連携を取りながら企業体質の強化をしてまいりました。また、コンピュータ関連サービス分野におきましても、教育機会を増やしサービスの質の向上、高度化に取り組み、ユーザーからも評価していただけるような提案営業の強化をしてまいりました。さらに昨年度より、今後ITニーズの拡大が期待される防災関連分野を営む会社を連結子会社化しております。

当連結会計年度の売上高は60億91百万円（前期比6.9％増）、営業利益は５億39百万円（前期比8.5％増）、経常利益は５億75百万円（前期比7.5％増）となりました。これに、関係会社株式売却益23百万円、減損損失36百万円等の特別損益の計上及び税金費用等を加味した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は４億19百万円（前期比16.4％増）となりました。

事業別の業績は、情報処理事業では、ＤＸ関連需要が引き続き旺盛であることや、稼働人員の増加により、売上高58億16百万円（前期比7.0％増）となりました。その一方、必要とされる技術教育の機会拡大や従業員の待遇改善による人件費の増加等もあり、営業利益４億49百万円（前期比1.1％増）となりました。不動産事業では、昨年末に太陽光発電所のケーブル盗難被害があり、発電停止の影響により、売上高２億23百万円（前期比3.5％減）、営業利益73百

万円（前期比8.2％減）となりました。レンタカー事業では、コロナ禍前の水準には及ばないものの客足の回復が見られ、売上高１億31百万円（前期比23.8％増）、営業利益４百万円（前期は13百万円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資額は３億19百万円となりました。その主なものは、不動産事業における賃貸用マンションの取得１億71百万円、賃貸用土地の取得79百万円であります。なお、所要資金は主に金融機関からの借入れにより調達しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループの中核事業であるソフトウェア開発業務、運用管理、サポート業務については、IT人材の需給逼迫が継続しており、要員確保は大きな課題であると認識しています。また人材が当社グループにおける最も重要な経営資本であり、適切な賃上げを実施し、業務の受注価格を維持向上するためにも技術者の付加価値を不断に向上させることが必要です。また、ニーズの高まるニアショア市場（国内での開発回帰）やDX（デジタルトランスフォーメーション）、生成AIなどの関連技術に対応するために、組織体制の構築や必要とされる技術教育の機会拡大など、社員への投資がより一層必要と考えております。

この対策として、当社グループは、

① 技術者の技術力の向上を行います。特に若年技術者には資格取得の推進を図るとともに、経験を積んだ技術者に対しては、付加価値の高い新しい技術の習得機会を増やし、引き続きお客様に信頼されるサービスを提供するよう努めます。

② 優秀な人材確保のため、通年中途採用を実施します。

③ 積極的な新卒採用を実施します。具体的には、毎月グループ全体でリクルート委員会を開催しており、採用戦略の協議や学生の動向の情報交換を実施しております。

④ 従業員満足度や定着率の向上を目指して、従業員が成長を実感できるような人事制度や研修制度の充実を推進して参ります。

⑤ 営業力及び技術力強化のために社内外から適切な要員を登用し、新規顧客の獲得や既存顧客との取引拡大に努めます。

⑥　更なる収益重視とコスト削減により、高収益体質への転換を図り、本業以外の事業拡大に挑戦するための原資を確保し、次世代事業の育成を図るべく、新たな事業の企画、調査、検討、実行の推進に努めます。

以上の諸施策を実行し、更に業績向上に努める所存であります。

(4)　その他、会社の経営上重要な事項

該当事項はありません。

(5)　財産及び損益の状況の推移

区　分	第54期 2021年3月期	第55期 2022年3月期	第56期 2023年3月期	第57期 2024年3月期 当連結会計年度
売上高(千円)	5,138,905	5,177,041	5,700,552	6,091,551
経常利益(千円)	546,373	465,335	535,275	575,645
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	357,630	336,432	360,392	419,371
1株当たり当期純利益(円)	70.40	66.23	70.95	82.56
総資産(千円)	5,886,714	5,922,075	6,771,205	7,717,776
純資産(千円)	2,714,230	3,094,086	3,507,169	4,097,265

(注１) 上記の記載金額は、会社法の連結計算書類をベースに作成しております。

(6)　事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(7)　他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(8)　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(9) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は2023年６月30日付で連結子会社でありましたKYCOM ASIA PTE.LTD.の全保有株式を譲渡いたしました。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	主要な業務内容	資本金または出資金	議決権比率%	決算日
共同コンピュータ株式会社	東京都千代田区	ソフトウェア開発	(百万円) 100.0	100.0	3月31日
株式会社共栄データセンター	福井県福井市	ソフトウェア開発 データエントリー 受託計算サービス	(百万円) 82.5	92.1 (7.9)	3月31日
株式会社共栄システムズ	東京都千代田区	ソフトウェア開発 コンピュータ関連サービス	(百万円) 100.0	100.0	3月31日
株式会社九州共栄システムズ	福岡県福岡市	ソフトウェア開発	(百万円) 68.7	100.0	3月31日
サムソン総合ファイナンス株式会社	福井県福井市	コンピュータ・機械等のリース業 不動産事業	(百万円) 495.0	86.3 (13.7)	3月31日
共同コンピュータ株式会社	福井県福井市	ソフトウェア開発	(百万円) 50.0	100.0	3月31日
株式会社KYCOMネクスト	東京都千代田区	ソフトウェア開発 コンピュータ関連サービス	(百万円) 60.0	(100.0)	3月31日
GISコンサルティング株式会社	東京都千代田区	ソフトウェア開発 コンピュータ関連サービス	(百万円) 30.0	100.0	3月31日
北陸エリア・レンタカー株式会社	石川県金沢市	自動車レンタル業及びリース業	(百万円) 40.0	(87.5)	3月31日
株式会社綿引無線	茨城県水戸市	無線設備の設置工事及び無線通信ソリューション	(百万円) 40.0	(100.0)	3月31日

(注1) 議決権比率欄の( )書は、間接所有を表しております。
(注2) 連結子会社でありましたKYCOM ASIA PTE.LTD.の全株式を譲渡いたしました。

（注３）当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	サムソン総合ファイナンス株式会社
特定完全子会社の住所	福井県福井市月見五丁目4番4号
当社及びその完全子会社における当該特定完全子会社の株式の帳簿価額の合計額	495,000千円
当社の総資産額	1,688,625千円

当社グループの連結子会社は上記の10社であります。尚、子会社の決算期は上記のとおりでありますが、企業結合の成果につきましては、在外子会社の売上高及び当期純利益は当該決算期中平均レートにより円換算しております。

(11) 主要な事業内容 （2024年３月31日現在）

当社グループは、当社（KYCOMホールディングス㈱）、子会社10社、関連会社２社で構成され、情報処理事業（ソフトウェア開発、コンピュータ関連サービス、データエントリー業務　等）、不動産事業、レンタカー事業を行っております。

当社グループの区分及び事業内容は、次のとおりであります。

区　　分	事　　業　　内　　容
情報処理事業（ソフトウェア開発、コンピュータ関連サービス、データエントリー業務　等）	情報システムのコンサルティング、企画、設計、開発、保守等の業務 ヘルプデスク、コンピュータ運用業務、経理及び人事・労務等のアウトソーシング受託業務 文字データ及びイメージデータエントリー業務 コンピュータ機器等オフィス設備のリース業務等 無線設備の設置工事・修理・点検・保守、無線通信ソリューション
不　動　産　事　業	社員寮と兼用したマンション経営、太陽光発電事業
レ　ン　タ　カ　ー　事　業	北陸エリアを中心としたレンタカー事業

(12) 主要な事業所 (2024年３月31日現在)

会社の名称	事業所の名称	所在地
当社	本店	福井県福井市
連結子会社		
共同コンピュータ株式会社	本店	東京都千代田区
株式会社共栄データセンター	本店	福井県福井市
株式会社共栄システムズ	本店	東京都千代田区
株式会社九州共栄システムズ	本店	福岡県福岡市
サムソン総合ファイナンス株式会社	本店	福井県福井市
共同コンピュータ株式会社	本店	福井県福井市
株式会社KYCOMネクスト	本店	東京都千代田区
GISコンサルティング株式会社	本店	東京都千代田区
北陸エリア・レンタカー株式会社	本店	石川県金沢市
株式会社綿引無線	本店	茨城県水戸市

(13) 従業員の状況 (2024年３月31日現在)

事業部門の名称	従業員数(名)
情報処理事業（ソフトウェア関連、コンピュータ関連サービス、データエントリー業務等）	796
不動産事業	0
レンタカー事業	7
合計	803

(注) 従業員数は就業人員であり、使用人兼務取締役は含んでおりません。

(14) 主要な借入先及び借入残高 (2024年３月31日現在)

借入先	借入残高(千円)
株式会社りそな銀行	976,404
株式会社日本政策金融公庫	879,470
株式会社みずほ銀行	10,000

2. 会社の株式に関する事項 (2024年３月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 16,000,000株

(2) 発行済株式の総数 5,115,492株

(3) 株主数 1,061名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
吉村 昭一	978,700	19.26
アルディート･アセット･マネジメント株式会社	710,600	13.98
カズオ ヨシムラ	517,248	10.18
KYCOMグループ社員持株会	358,600	7.05
小林 勇雄	247,520	4.87
株式会社ファースト・システムズ	229,000	4.50
KYCOMグループ役員持株会	102,300	2.01
福田 正樹	100,000	1.96
吉村 仁博	99,000	1.94
畠中 裕司	93,000	1.83

(注１) 持株比率は、自己株式(36,050株)を控除して算出しております。

(注２) 2024年５月１日付の臨時報告書（主要株主の異動）にてお知らせしたとおり、当事業年度末において主要株主であったカズオ ヨシムラ氏は2024年４月５日付で主要株主でなくなりました。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項 (2024年３月31日現在)

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2024年３月31日現在)

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	福　田　正　樹	代表取締役社長ＣＯＯ／ＣＦＯ 経営企画室長 新規事業推進部長 海外事業室長 株式会社共栄データセンター 代表取締役社長 北陸エリア・レンタカー株式会社 代表取締役社長 株式会社KYCOMネクスト 代表取締役
代表取締役	吉　村　昭　一	代表取締役グループＣＥＯ
専務取締役	吉　村　仁　博	専務取締役管理部長 サムソン総合ファイナンス株式会社 代表取締役社長
取　締　役	辰　巳　保　彦	経営指導部長 共同コンピュータ株式会社（本店：東京都千代田区） 代表取締役社長
取　締　役	松　木　　武	―
取　締　役	笹　岡　晴　雄	情報システム統制部長 共同コンピュータ株式会社（本店：福井県福井市） 代表取締役社長
取　締　役	松　永　敏　明	株式会社インフォネクスト 代表取締役 オフィスマツナガ行政書士事務所 所長
常勤監査役	八木橋　英　男	株式会社M 代表取締役
監　査　役	三　輪　玄二郎	St.Thomas Associates, Inc. 代表取締役社長 株式会社iCELL 代表取締役社長
監　査　役	田　辺　信　彦	―

（注１）　取締役松木武及び松永敏明の両氏は、社外取締役であります。
（注２）　監査役八木橋英男、三輪玄二郎及び田辺信彦の各氏は、社外監査役であります。
（注３）　取締役松永敏明氏、監査役八木橋英男氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
（注４）　社外監査役３名は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
八木橋英男氏は、システムに関する幅広い知見と経営者を歴任されてきた豊富な経験により内部統制の整備及び運用状況を独立した立場から監視・検証する役割を果たしていただいております。
三輪玄二郎氏は、バイオ関連、IT産業に精通された深い知識を活かして、当社の監査機能に貢献していただいております。
田辺信彦氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を活かして、当社の監査機能に貢献していただいております。

(2)　責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(3)　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険により補填することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社及び国内子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4)　取締役及び監査役の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　数	報酬等の額	摘　　要
取　締　役	7名	58,800千円	（うち社外取締役　2名　4,800千円）
監　査　役	3名	6,000千円	（うち社外監査役　3名　6,000千円）
合　　計	10名	64,800千円	

（注）当社取締役７名のうち２名は、当社グループ子会社の役員として当該子会社から報酬を得ております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は1990年６月18日であり、決議の内容は取締役報酬総額を月額８百万円以内（ただし、使用人を兼ねている取締役の使用人分給与額を含まない。）、監査役報酬総額を月額１百万円以内とするものです。この株主総会終結時点の取締役の員数は10名、監査役の員数は３名です。

③役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

当社の取締役の報酬は経営指導や経営統制などの管理監督を基本とする持株会社であることから、インセンティブとして機能する報酬制度（業績連動報

酬や株式報酬に代表される非金銭報酬）では無く基本報酬のみとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

また取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることを社外取締役が確認したことを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、取締役会決議に基づき代表取締役社長福田正樹に対し各取締役の基本報酬の額の決定権限を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

また取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役グループＣＥＯと社外取締役に原案を諮問し答申を得て、当該答申の内容が決定されていることを確認することとしております。

(5) 社外役員等に関する事項

① 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

・松永敏明氏の兼務先である株式会社インフォネクスト、オフィスマツナガ行政書士事務所と当社との間に特別の利害関係はありません。
・八木橋英男氏の兼務先である株式会社Mと当社との間に特別の利害関係はありません。
・三輪玄二郎氏の兼務先であるSt.Thomas Associates,Inc.、株式会社iCELLと当社との間に特別の利害関係はありません。

② 社外取締役の取締役会における活動状況につきましては、当期に開催された取締役18回中、松木武氏は18回全てに出席し、IT関連分野に精通し、経営者を歴任されてきた豊富な経験と幅広い知見により、社外取締役に期待される客観的・中立的立場で貴重な意見をいただいております。松永敏明氏は開催された取締役会に17回出席し、経営者を歴任され、行政書士の資格を持ちながら企業に対するITコンサルタントや経営改革を支援してきた経験から、社外取締役に期待される経営全般への監視と有効な助言をいただいております。

また、両氏には役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程にも審議に携わっていただいております。

③ 社外監査役の取締役会における活動状況につきましては、当期に開催された取締役会18回中、八木橋英男氏は18回全てに出席し、情報通信業界での長い経験からの意見を、三輪玄二郎氏は16回出席し、バイオ関連・IT産業に精通された深い知識から、田辺信彦氏は17回出席し、弁護士としての専門知識から、貴重な意見をいただいております。

④ 社外監査役の監査役会における活動状況につきましては、当期に開催された14回中、八木橋英男氏は14回全てに出席し、三輪玄二郎氏は12回出席し、田辺信彦氏は13回出席し、それぞれ監査役会で定めた監査方針及び業務分担に基づいて行った監査の内容を監査役会に報告するなど、監査役監査に努めております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アスカ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	金　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

（注１）当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（注２）監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

尚、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 当社は「法令遵守及び企業倫理の徹底が社会的責任を果たすための最低要件である。」を行動指針とし、社内規則、規程類を整備改正し、取締役及び社員が常時閲覧できるようにしております。

② 毎月開催される定例取締役会においては、各取締役が担当職務の執行状況を報告し、監査役が各取締役の職務執行状況を監視、監査しております。

③ 内部監査部門である監査室は、「内部監査規程」及び「内部監査実施マニュアル」に基づき、定期的に、更に臨時に、当社及びグループ子会社の業務及び財産の実態を監査しております。また財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用状況等の重要事項に関しては外部監査人と連携して監査しております。

④ コンプライアンス経営を促進するために、顧問弁護士には法務に関する指導・助言を仰ぎ、顧問税理士には税務に関する指導・助言を、顧問社労士には総務人事労務に関する指導・助言を受け、遵法性の確保に努めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 重要な情報は「情報機密保護規程」及び「個人情報管理規程」により、その区分と取扱いが明確に定められ、関係者以外のアクセスを禁じております。

② 株主総会及び取締役会の議事録等の重要文書は、「文書管理規程」にその保管責任者、保管場所、保存期間が定められております。

③ 主要なネットワークは専用回線とすることによりセキュリティを確保し、サーバへのアクセス権限は厳密に区分され制限されております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 「公印管理規程」により公印の取扱いを厳格に定め、重要文書の偽造あるいは濫製による資産損失及び信用失墜を防止しております。

② 取締役及び社員は、「組織規程」及び「業務分掌規程」並びに「職務権限統制規程」に定められた職務と権限に基づき業務を遂行し、自己の職務と権限を越える事項は、「稟議規程」及び「乙稟議規程」並びに「グループ稟議規程」により上位者の決裁を仰ぐことで、不測の事態（損失）を防止しております。

③　「経営会議規程」に基づき、重要または異例な業務の執行に関する事項は経営会議に付議され、あらゆる損失のリスクへの対応を審議しております。
④　取締役及び社員の健康管理のための「保健衛生管理規程」、災害防止対策と衛生諸施策を定めた「安全衛生委員会規程」、資産保全のための「固定資産管理規程」を整備運用し、重要な財産の損失を防止しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　「役員執務規程」により取締役の行動指針及び心得を明確にしております。
②　取締役会において、各取締役の管掌業務を定め、職務執行範囲を明確にしております。
③　毎月開催される定例取締役会のほか、経営会議を毎月２回以上開催し、経営に関する重要事項の執行方策を具体的に協議し、取締役の職務の執行を支援しております。
④　取締役会において、中長期計画を策定し将来の経営目標を明確にしております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　当社の取締役会の下に、内部統制委員会を設置し、当社及びグループ子会社の内部統制システムの整備運用を統括しております。
②　「関係会社管理規程」により、当社のグループ子会社に対する管理の理念と基準を明確にしております。
③　グループ子会社の重要事項は、事前協議のうえ「グループ稟議規程」により当社ＣＥＯの決裁を得ております。
④　当社の監査室は、「内部監査規程」に従ってグループ子会社の監査を実施しております。
⑤　当社は、「業務分掌規程」により、当社の基本組織がグループ子会社への指導と統括をする内容を明確にしております。またその機能を十分に果たすための各種会合（主に予算統制、総務人事、情報システム、リクルート）を、原則毎月１回程度開催し、グループ子会社の担当責任者を招集し、指導と統括をしております。

⑹ 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 「監査役監査基準」に基づき、監査役の職務遂行を補助する監査役スタッフを確保し、かかる監査役スタッフの取締役及び業務執行者からの独立性を確保しております。

② 「監査役会規程」に基づき、監査役会には事務局が設置され、監査役の職務遂行を補助しております。

⑺ 取締役及び使用人、グループ子会社の取締役、監査役及び使用人が当社監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 「監査役監査基準」及び「取締役会規程」により、監査役は取締役会及び経営会議その他重要な会議あるいは委員会に出席し、取締役及び社員から業務執行状況について報告を受けることができます。かかる重要な会議に出席しない場合でも、監査役は付議事項について説明を受け、関係資料を閲覧することができます。

② 「監査役会規程」により、監査役は必要に応じ、監査役会において会計監査人、取締役、社員や、グループ子会社の取締役、監査役、社員からの報告を受けることができます。

③ 「監査役監査基準」及び「内部通報制度運用規程」により、監査役は内部通報体制の情報受領先に加わり、社員からの情報を監査業務に活用することができ、報告者に対する不利な取り扱いを禁止しています。

⑻ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 「監査役監査基準」には、監査役は取締役社長と定期的に会合を持ち、取締役社長の経営方針を確かめるとともに、当社グループが対処すべき課題、当社グループを取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換することが定められております。

② 「監査役監査基準」には、監査役及び監査役会は取締役社長に対して次の監査役監査の環境を含む諸事項について要請を行うことができると定められております。

1．監査役監査の重要性と有用性に対する取締役社長その他の取締役の認識及び理解
2．監査役の職務遂行を補助する体制の整備に関する事項
3．監査役の職務執行で生ずる費用または債務に関する事項
4．取締役及び社員が監査役に対して報告すべき事項
5．内部監査部門等との連携に関する事項
6．内部統制システムの整備に関する事項
7．その他、監査役の円滑な監査活動の保障に関する事項

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社の行動指針である法令遵守、企業倫理の徹底に基づき、不正行為及び反社会的勢力には毅然と対応し、経済的利益を含む一切の利権を供与しないことを宣言するものであります。

① 当社の取締役、監査役、社員は、「役員執務規程」及び「監査役監査基準」並びに「就業規則」に従って行動し、反社会的な勢力には一切関与しないものであります。

② 当社は、万一暴力団関係者等と認識できないまま反社会的勢力と経済取引を行った場合は、顧問弁護士、警察署に連絡、相談し、ＣＥＯ以下組織全体として対応、排除するものであります。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、社外の有識者を委員長とする当社及び子会社の従業員で構成される内部統制委員会を設置し、当社及びグループ子会社の内部統制システムの整備運用について、定期的なモニタリングを実施しております。また、取締役会等の重要な会議に内部統制委員長がオブザーバーとして出席し、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合しているか、その他会社の業務の適正性が確保されているかモニタリングを実施しております。

（注）本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**3,136,470**	**流動負債**	**1,634,009**
現金及び預金	2,148,169	支払手形及び買掛金	76,901
売掛金	842,978	短期借入金	390,000
商品	4,646	1年内返済予定の長期借入金	233,452
仕掛品	6,100	リース債務	2,466
原材料及び貯蔵品	930	未払金	305,935
リース投資資産	994	未払法人税等	94,898
その他	135,242	賞与引当金	212,060
貸倒引当金	△ 2,591	その他	318,295
固定資産	**4,581,305**	**固定負債**	**1,986,501**
有形固定資産	**2,990,765**	長期借入金	1,770,519
建物及び構築物	694,033	リース債務	2,948
機械装置及び運搬具	412,311	繰延税金負債	152,674
工具、器具及び備品	26,431	退職給付に係る負債	42,870
土地	1,857,988	その他	17,488
無形固定資産	**36,203**	**負債合計**	**3,620,510**
のれん	24,268	**純資産の部**	
その他	11,935	**株主資本**	**3,708,240**
投資その他の資産	**1,554,337**	**資本金**	**1,612,507**
投資有価証券	1,342,107	**資本剰余金**	**7,309**
長期貸付金	35,400	**利益剰余金**	**2,098,131**
繰延税金資産	106,723	**自己株式**	**△ 9,707**
破産更生債権等	24,138	**その他の包括利益累計額**	**389,024**
その他	70,105	その他有価証券評価差額金	390,419
貸倒引当金	△ 24,138	繰延ヘッジ損益	△ 1,394
		純資産合計	**4,097,265**
資産合計	**7,717,776**	**負債・純資産合計**	**7,717,776**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2023年4月1日から
2024年3月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		6,091,551
売上原価		4,748,687
売上総利益		1,342,864
販売費及び一般管理費		803,504
営業利益		539,360
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	35,447	
助成金収入	12,518	
その他	11,034	59,001
営業外費用		
支払利息	19,650	
その他	3,065	22,715
経常利益		575,645
特別利益		
固定資産売却益	379	
投資有価証券売却益	21,664	
関係会社株式売却益	23,635	45,679
特別損失		
投資有価証券評価損	874	
減損損失	36,970	
固定資産売却損	509	38,353
税金等調整前当期純利益		582,972
法人税、住民税及び事業税	181,783	
法人税等調整額	△ 18,183	163,600
当期純利益		419,371
親会社株主に帰属する当期純利益		419,371

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2023年4月1日から 2024年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,612,507	7,309	1,704,156	△9,707	3,314,266
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△25,397		△25,397
親会社株主に帰属する当期純利益			419,371		419,371
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	393,974	－	393,974
当連結会計年度末残高	1,612,507	7,309	2,098,131	△9,707	3,708,240

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	178,849	△2,904	16,958	192,903	3,507,169
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△25,397
親会社株主に帰属する当期純利益					419,371
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	211,569	1,510	△16,958	196,121	196,121
当連結会計年度変動額合計	211,569	1,510	△16,958	196,121	590,096
当連結会計年度末残高	390,419	△1,394	－	389,024	4,097,265

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**85,490**	**流動負債**	**25,596**
現金及び預金	35,481	未払金	17,864
売掛金	24,421	未払費用	770
前払費用	2,526	未払法人税等	1,209
未収入金	22,907	その他	5,751
その他	154	**負債合計**	**25,596**
固定資産	**1,603,134**	**純資産の部**	
有形固定資産	**29**		
建物	29	**株主資本**	**1,663,028**
無形固定資産	**2,706**	**資本金**	**1,612,507**
ソフトウエア	2,557	**利益剰余金**	**60,228**
その他	149	利益準備金	2,539
投資その他の資産	**1,600,398**	その他利益剰余金	57,688
関係会社株式	1,599,973	繰越利益剰余金	57,688
破産更生債権等	24,138	**自己株式**	**△9,707**
繰延税金資産	49	**純資産合計**	**1,663,028**
その他	375		
貸倒引当金	△ 24,138		
資産合計	**1,688,625**	**負債・純資産合計**	**1,688,625**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2023年4月１日から
2024年3月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		204,028
売上原価		2,004
売上総利益		202,024
販売費及び一般管理費		186,794
営業利益		15,230
営業外収益		
受取利息	0	
その他	67	68
経常利益		15,298
特別損失		
関係会社株式売却損	2,326	2,326
税引前当期純利益		12,972
法人税、住民税及び事業税	△9,928	
法人税等調整額	196	△9,732
当期純利益		22,704

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 2023年4月１日から
2024年3月31日まで ）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	1,612,507	－	62,921	62,921	△9,707	1,665,721	1,665,721
当期変動額							
剰余金の配当		2,539	△27,936	△25,397		△25,397	△25,397
当期純利益			22,704	22,704		22,704	22,704
当期変動額合計	－	2,539	△5,232	△2,692	－	△2,692	△2,692
当期末残高	1,612,507	2,539	57,688	60,228	△9,707	1,663,028	1,663,028

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月24日

KYCOMホールディングス株式会社
　取締役会　御中

アスカ監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士　今井　修二
指定社員 業務執行社員	公認会計士　伊藤　昌久

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、KYCOMホールディングス株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、KYCOMホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監

査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月24日

KYCOMホールディングス株式会社
　取締役会　御中

アスカ監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士　今井　修二
指定社員 業務執行社員	公認会計士　伊藤　昌久

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、KYCOMホールディングス株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の

執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な

虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載の内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年５月27日

KYCOMホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　八木橋　英　男　㊞

監　査　役　三　輪　玄二郎　㊞

監　査　役　田　辺　信　彦　㊞

(注) 監査役八木橋英男、監査役三輪玄二郎、監査役田辺信彦は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社及び当社グループは株主の皆様に対する利益還元を重要な課題と位置付けており、強固な経営基盤の確保によって、安定した収益体質による株主資本利益率の向上に努め、業績に裏付けられた適正な利益配分を行うことが必要と認識しております。

最近の業績動向、今後の事業展開等を勘案し、以下のとおり配当させていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金５円といたしたいと存じます。
　なお、この場合の配当総額は25,397,210円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　2024年６月26日といたしたいと存じます。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役　三輪玄二郎氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
三輪（みわ）　玄二郎（げんじろう） （1951年10月11日生）	1974年４月　三菱油化株式会社（現・三菱ケミカル株式会社）入社 1984年７月　Bain&Company,Inc 入社 1990年１月　St.Thomas Associates, Inc. 代表取締役社長（現任） 1994年６月　当社監査役(1994年６月～2004年６月) 2009年９月　株式会社iCELL 代表取締役社長（現任） 2011年６月　当社監査役（現任） 2011年９月　株式会社メガカリオン 代表取締役社長 2019年10月　株式会社メガカリオン 取締役会長 2022年４月　明治大学 客員教授（現任）	32,000株

（注１）三輪玄二郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

（注２）三輪玄二郎氏は、社外監査役候補者であります。

（注３）三輪玄二郎氏を社外監査役候補者とした理由は、バイオ関連、ＩＴ関連に精通された深い幅広い知見と経営者を歴任されてきた豊富な経験により、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏が当社の社外監査役に就任してから13年であります。

（注４）当社は三輪玄二郎氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

（注５）当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険により補填することとしております。再任が承認された場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

2023年６月27日開催の第56期定時株主総会において補欠監査役に選任されました郷原淳良氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
郷原淳良 （ごうはらあつよし） （1956年２月10日生）	1979年４月　株式会社日本長期信用銀行（現・株式会社SBI新生銀行）　入行 2000年６月　日本電子決済企画株式会社（現・楽天銀行株式会社）　入社 2009年12月　楽天銀行株式会社 常務執行役員 2013年６月　同社 執行役員コンプライアンス統括本部長 2015年１月　株木建設株式会社 顧問 2015年６月　日立セメント株式会社 監査役（現任） 2015年６月　日立コンクリート株式会社 監査役（現任） 2015年８月　株木建設株式会社 取締役（現任） 2018年４月　コインチェック株式会社 監査役（現任）	－株

（注１）郷原淳良氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

（注２）郷原淳良氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

（注３）郷原淳良氏を補欠の社外監査役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、金融業界で培った幅広い知見や監査役の経験もあり、経営全般の監視と有効な助言を期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

（注４）郷原淳良氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする予定であります。

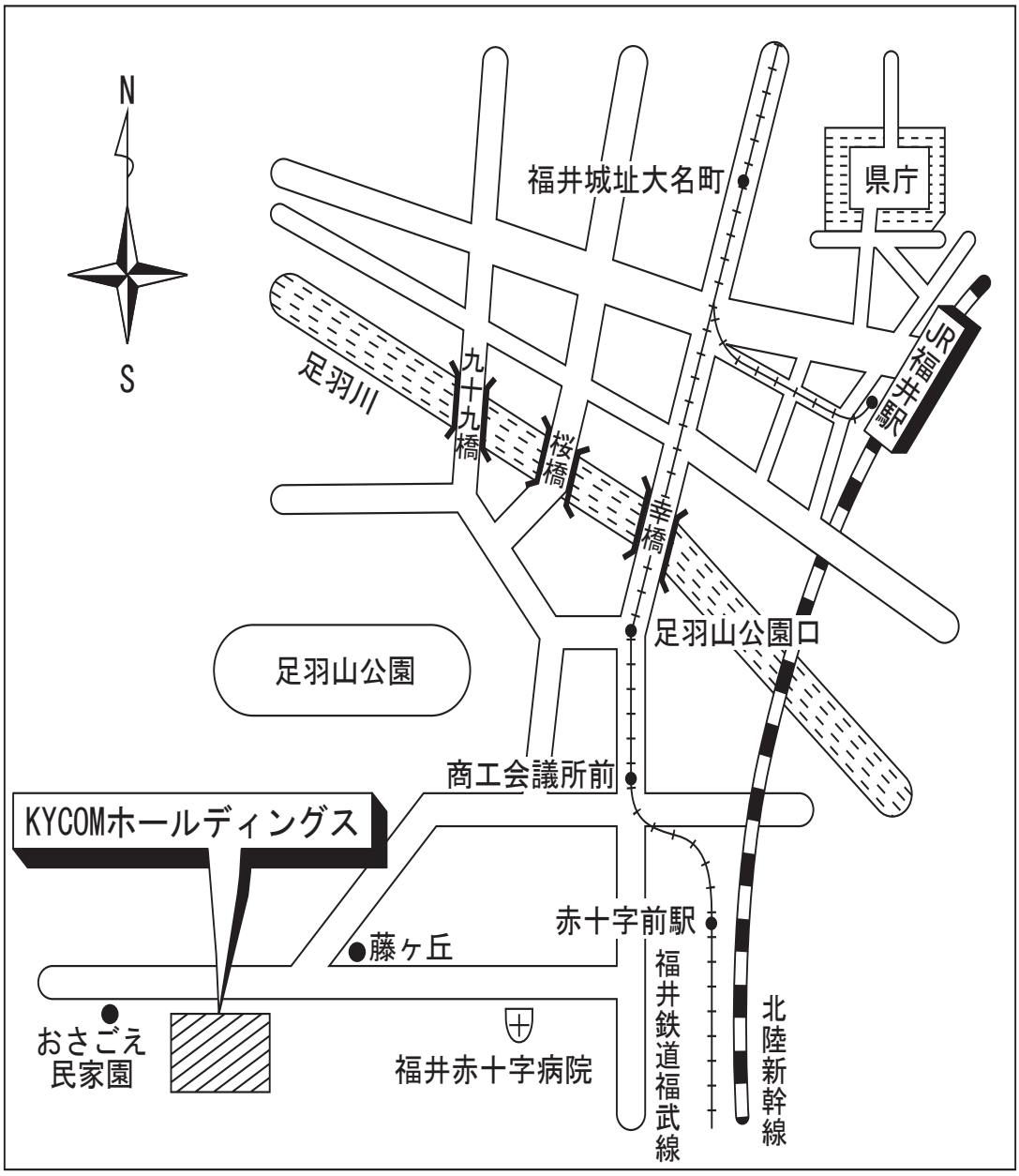
（注５）当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険により補填することとしております。郷原淳良氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

═株主総会会場ご案内図═

日 時　：　2024年6月25日(火曜日) 午前11時
会 場　：　福井市月見五丁目4番4号 当社本店会議室
ＴＥＬ (0776)34－3512



＜交通のご案内＞

●JR福井駅下車
福井駅よりタクシーにて約10分
福井駅より京福バス 清水グリーンライン（清水プラント３方面）
おさごえ民家園下車、徒歩約1分

●北陸自動車道
福井インターより約9km/福井北インターより約10km